



拝啓

初霜の候、ますますご健勝のほどお喜び申し上げます。いつも格別なお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

事務所通信も今回で11号目になりました。お仕事の合間に御一読頂ければ幸いです。向寒のみぎり、お風邪にはくれぐれも気をつけ下さいませよう、どうぞご自愛下さい。

敬具

## ～今回のテーマ「家中探したけど権利証がない！」～

「家中探したけれど権利証がない！」「もしかしたら爺さんが破って捨ててしまったのかも！」「そういえばおばあちゃんが前に庭で古い書類をまとめて燃やしてたわ・・・。」

### 「じゃあ、法務局に行って権利証を再発行してもらおう！」

権利証が見当たらない時、こんなふうに考えてしまいませんか？  
でも実は権利証を再発行する制度はありません！

それでは権利証をなくしてしまった場合、不動産を持っている事をどう証明すれば良いのでしょうか？権利証がないまま不動産を売却するにはどうすればよいのでしょうか？

実は、権利証がない場合でも登記が出来なくなったり、不動産の所有権が無くなってしまいう訳ではありません。この場合は、「事前通知制度」か「本人確認情報制度」のどちらかの制度を利用します。

「事前通知制度」とは、まずは権利証を紛失している旨を、権利証が必要となる登記申請書に記載することで、法務局から確認の通知が届き、それに署名捺印をして返信する事で本人を確認する制度です。一見便利そうですが、法務局からの通知を一定期間内に返信しなければ申請した「登記が却下」されてしまうため、一回や二回、場合によっては何度でも登記がやり直しになることもあります。

登記申請人が高齢者や忙しい方の場合は郵便受けを見ていなかったり、長期不在だったり、法務局からの事前通知を期限内に返送できない場合もあります。この場合も登記の手続きは最初からやり直しです。そのためリスクのない取引（売主買主に特別信頼関係のある取引、完済後の抵当権抹消など）の場合しか、実務では利用されておりません。

「本人確認情報制度」は、弁護士・司法書士に作成が認められており、権利証の代わりとなる「本人確認情報」という書面を作成する事で、権利証が無くても登記を完了させることができる制度です。

しかしながらこの「本人確認情報」という書面は、その登記申請「一度限り」の使用しかできません。しかも本人確認情報の作成には別途作成費用がかかります。

どちらの制度にせよ、「一回だけ登記申請を通す」制度で、権利証を再発行する訳ではありません。特に現在は、昔で言うところの権利証はもう作成されず、「登記識別情報通知」という用紙に記載されたパスワード形式になりました。みなさまどうか保管には細心の注意を払っていただきますようお願い致します。

(寺西 広)

## 初めまして！村中修二と申します。

皆様初めまして。この度、11月より寺西広司法書士事務所に入所致しました村中修二と申します。

私が司法書士を目指そうと思ったのは、大学生の頃、大学に司法書士の方がお話をしに来て下さったのを聞き、司法書士という仕事に興味を持ったのがきっかけでした。

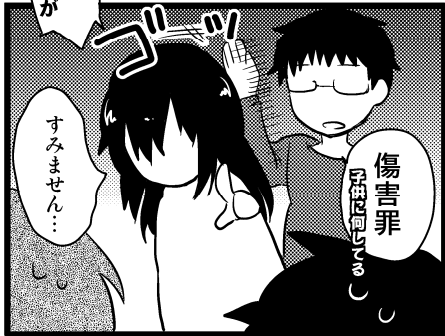
試験に合格して実際に実務を経験してみると、受験勉強をしていた頃にはいまひとつピンとこなかったことが理解できることもあり、毎日が新鮮です。

まだまだ未熟者ですが、一つ一つの仕事に真摯に取り組み、少しでもお客様のお役に立てるようにがんばっていきたくて思っております。

最後に、私には趣味と言えるようなものがないので、趣味の一つでもと考えているのですがなかなか見つかりません。ぜひ参考にさせていただきたいので、皆様がどのような趣味をお持ちなのかお会いした際にお聞かせいただけると嬉しいです。よろしくお願い致します。

(村中 修二)





### ＜医療法人ってどんな法人？＞

皆様は“医療法人”と聞くとどんな病院を思い浮かべますか？私は医師がたくさんいて、『医療法人〇〇会△△病院』と書かれた入院施設が整っている大病院、または大学病院をイメージしておりました。

しかし、1950年（昭和25年）の医療法改正で創設された医療法人制度では、創設当初「3名以上の医師又は歯科医師が常勤していること」が要件となっていたものの、1985年（昭和60年）の医療法改正により1人でも医療法人を設立することが可能となり、現在は1人又は2人で医療法人を開設する「1人医師医療法人」が医療法人全体の約8割を占めるのだそうです。

確かに株式会社の設立をする際にも役員が1人又は2人というケースが多く、何人も役員がいて取締役会や監査役会まで設置するようなケースは大変まれです。

では株式会社と医療法人はどう違うのか。決定的に異なるのは、医療法人は株式会社と違って営利性を否定している点です。即ち「儲ける事を目的としてはいけない」のです。このため基本的に株式会社等企業による病院経営は認められていません。企業は収益を上げることを最大の目的とした団体ですので、もし企業が病院を経営すると儲けの大きい治療ばかりをし、人々が適正な治療を受けられなくなる危険性が高いと危惧されたからです。

しかし、実際にはNTT東日本札幌病院、東京電力病院など、株式会社が開設した病院が全国に70箇所近くあります。私はこれらを以前から不思議に思っておりましたが、実は医療法施行以前に病院が開設されていたため、現在も株式会社による経営が認められているのだそうです。

その後2004年5月、構造改革特別区域法の一部改正法が公布され、医療機関間の競争の促進、患者の選択肢の拡大や、資金調達手段の多様化を促し、患者本位の医療サービスの提供を実現しやすくなるようにと、10月からある特別の区域内において株式会社による病院経営が認められるようになりました。現在も株式会社が病院「経営」自体を行うことにはまだ制限はありますが、これで病院「運営」への参画は比較的容易にできるようになったという事になります。

今、世間を賑わせている「IPS細胞」などにより、日本が今後医療技術で発展していくためにも、そのような企業が増えていくのかもしれないですね。

（矢野 絢美）

### お世話になった皆様へ

いつも大変お世話になっております。

このたび、11月末日で寺西広司法書士事務所を退職することになりました。

寺西事務所での経験を今後の司法書士の仕事に生かしていきたいと思っておりますので、これからどうぞ宜しくお願い致します。

短い期間ではございましたが、お客様には大変お世話になりました。本当にありがとうございました。

日ごとに寒くなりますが、皆様どうぞご自愛ください。（荒木 和恵）

### 編集後記

事務所通信も第11号。いつもお読みいただきまして有難うございます。このたび平成23年度の司法書士試験合格者、村中修二さんが当事務所所属となりました。現在札幌司法書士会に司法書士登録申請中です。皆様どうぞ宜しくお願い致します。

#### 【お問い合わせ】

札幌市北区北9条西4丁目7番地4エルムビル10階

寺西広司法書士事務所内、事務所通信発行係

電話 011-700-2151

HP <http://office-teranishi.jp>